

～国際政策を推進するための組織改革について～

I 国際保健に関する総合調整機能の強化

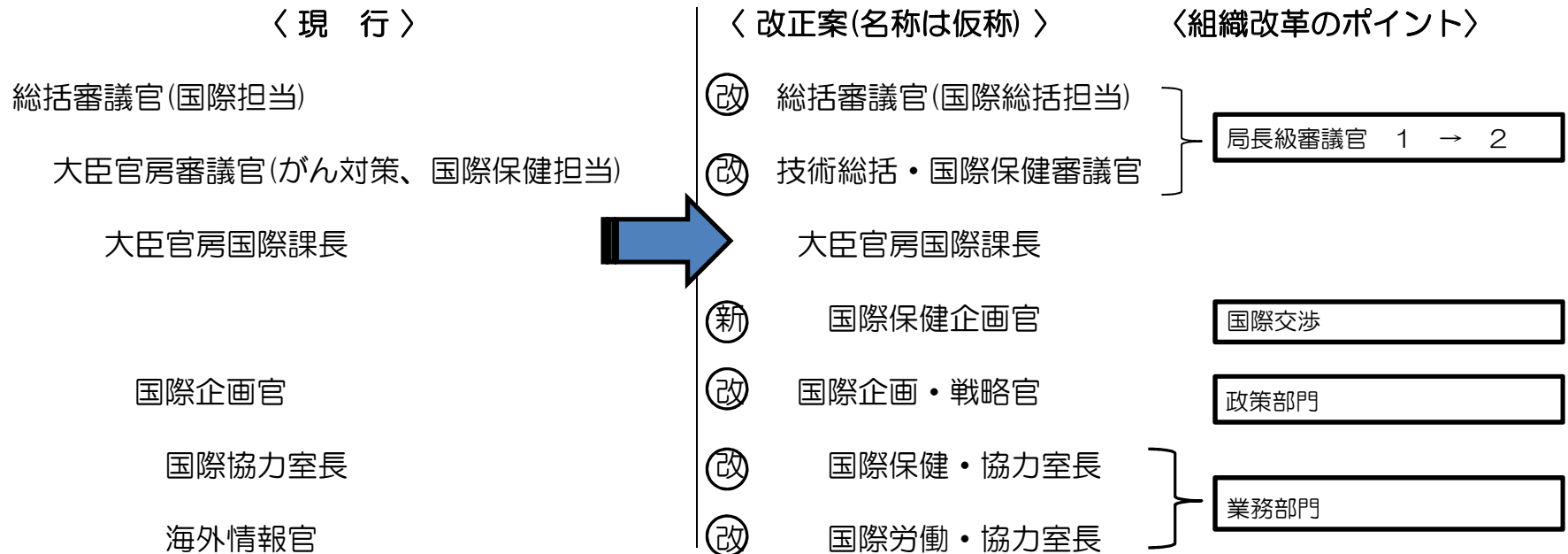
- ・局長級の「技術総括・国際保健審議官」を設置
- ・国際化に関する政策の企画立案・総合調整を行う「国際企画・戦略官」を設置

II 国際交渉機能の強化

- ・「技術総括・国際保健審議官」を設置 【再掲】
- ・国際交渉を主に担う「国際保健企画官」を設置

III 業務分担と責任の所在の明確化

- ・課の所掌を「政策部門」と「業務部門」に明確化
- ・「業務部門」を「国際保健部門」と「国際労働部門」に整理し、業務分担と責任を明確化



※大臣官房審議官(がん対策、国際保健担当)は、大臣官房審議官(科学技術・イノベーション、危機管理、がん対策担当)に所掌事務を変更